

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 9 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 8 号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
学校	課程	学科	昼夜間の別	学校	課程	学科	昼夜間の別
略				略			
佐賀県立佐賀工業高等学校	略			佐賀県立佐賀工業高等学校	略		
	定時制課程 （単位制による課程）	<u>機械・電気科</u>	夜間		定時制課程 （単位制による課程）	<u>機械科、電気科</u>	夜間
略				略			
佐賀県立鳥栖工業高等学校	略			佐賀県立鳥栖工業高等学校	略		
	定時制課程 （単位制による課程）	普通科、 <u>機械・電気科</u>	夜間		定時制課程 （単位制による課程）	普通科、 <u>機械科、電気科</u>	夜間
略				略			
佐賀県立有田工業高等学校	略			佐賀県立有田工業高等学校	略		
	定時制課程 （単位制による課程）	<u>セラミック・デザイン科</u>	夜間		定時制課程 （単位制による課程）	<u>セラミック科、デザイン科</u>	夜間
略				略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第 1 に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、平成26年 3 月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。